

るである。跡地活用検討委員会からは、商工業用地は企業誘致のための用地、公共用地は文化施設などの用地に活用するよう答申をいただいていたが、現在の町の厳しい財政事情を考えると、多額の経費を投入して文化施設等の公共施設を整備することは困難な状況である。このため、商工業用地と公共用地を合わせて企業誘致の用地として一括的に活用できるよう取り組んでいく

義務化されており、本町においても未点検の3橋を含めて今年度より再度点検を行うこととしている。また、トンネル2本についても今年度詳細な点検を行なべく委託業務を発注済みである。

### 問 改修中・改修予定はいくつで、優先順位はどうのようになつてあるのか。

答 橋梁については、点検結果を受け平成23年度に「橋梁長寿命化修繕計画」を作成しており、それに基づき現在修繕を進めている。

現在の計画は、平成33年度までの10年間で、桁の塗り替え等の予防的な補修も含めて41橋修繕する計画であり、現在までに改修済は影山橋と市ヶ成橋の2橋、改修中が鏡川橋の1橋、架け替えは三島橋1橋となつている。

優先順位については、補修の必要なもので、迂回路がなく、仮設もできない、利用度が高く架け替えには多額の費用がかかる等の重要性を考慮し決定している。また、トンネルについては今年度の点検結果を受け、改修計画を立てていきたいと考えている。

### 【鬼北町地域防災計画】の防災対策としての避難路について

問 現在、点検中・点検済はいくつあるのか。

答 現在町道に存在する橋梁は220橋、トンネルは2つである。そのうち橋梁については、平成25年度に追加認定した3橋を除く217橋について、23年度までに点検が完了している。

しかし、道路法が改正され、今年の7月から、5年ごとに、より詳細な「近接目視」による点検を行うことが

次に、「第16節公共土木施設等の耐震対策」では「緊急輸送道路の確保」「耐震点検の実施」「施設の補強・整備」について定めており、その中の「施設の補強・整備」の項目において「道路管理者は緊急性の高い路線及び箇所から順次、補強や整備を実施するものとする」と規定している。当然、国道・県道は県において、県の防災計画に基づき整備されているところであり、町においても同様である。このように、県防災計画と町防災計画は内容的に整合性のとれた計画となつており、県・町の道路改良計画等もそれぞれの計画と整合性のとれたものとなつていると認識している。計画されている以外のものについては必要に応じて改良の要望等を行つてあるところであり、優先順位等について整合性はとれているものと認識している。

投票区の特殊性にかんがみ困難であり、また不必要と認められるような場合で「ある」とされている。

ポスター掲示場所の数については、具体的には、投票区の選挙人名簿登録者数および面積によって、政令で規定されている表に定めるポスター掲示場の数に準ずることとされている。通常は投票区内の面積が変動することはないと考えると、選挙人名簿登録者数の変動により増減することとなり、算定基準となつている千人未満、千人以上5千人未満、5千人以上1万人未満、1万人以上といった投票区ごとの選挙人の数が減少していくと設置基準数は減少することとなる。また、設置場所については、同条第3項の規定により、「公衆の見やすい場所に設置するもの」と規定されている。

平成26年6月2日の選挙人名簿登録者数で算定した本町のポスター掲示場の基準数は139箇所であるが、本町の面積の大部分が林野であること、また人も散在していることなどから、愛媛県選挙管理委員会と基準数の減少について協議を行い、去る11月16日に行われた愛媛県知事選挙においては、99箇所をポスター掲示場の数としたものである。

なお、ポスター掲示場の数に関して、平成25年11月に各地区の区長会長宛に、ポスター掲示場設置箇所の見直しについて検討依頼をさせていただいたところ、ほとんどの地区の意見としては、現状の箇所数のままで良いとの回答を受けているところである。以上のことで、現在のところポスター掲示場の設置数を減少させることは難しいのではないかと考えている。

### 【選挙ポスター掲示場所について】選挙ポスター掲示場所の箇所の根拠について

問 選挙ポスター掲示場所の箇所の根拠について

答 ポスター掲示場については、公職選挙法第144条の2の規定により設置することとされている。そのうち、掲示場の設置箇所数については、同条第2項の規定により、1投票区につき原則5箇所以上10箇所以内と定められている。なお、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、都道府県の選挙管理委員会と協議のうえ、その数を減ずることができることとなつていて。この特別の事情とは、投票区の区域、地勢、交通等の事情により個々具体的に判断するほかはないが、一般的には、「政令で定める基準に従いポスター掲示場を設置することがその投